

伊勢市農業委員会 第218回 総会議事録

日 時	令和6年2月15日（木） 13時55分～14時39分
場 所	御薊公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	1名 9番 松野 武史
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 日置 幸美（再任用職員）
会議録署名者	6番 南平 博哉 11番 澤村 元弘
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農地利用変更届出書について 4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）

	5. 一時転用の完了報告について 6. その他 議長 定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第218回総会を開会いたします。 本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 6番の南平 博哉さん 11番の澤村 元弘さん のご両名にお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局	議長 それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくお願いいたします。
議	議長 それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係	議長 では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び来年度の予定表等をまとめたものを配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は5件、田が8筆 6,254㎡、畑が7筆 6,090㎡の計54筆 12,344

m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は村松町の畑 3 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道 2 3 号 村松町 2 交差点より北東へ 240m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は東大淀町の田 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 市立東大淀小学校より南東へ 230m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

3 番、こちらは贈与でございます。受人は柏町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より北東へ 170m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。なお、受人が法人でございますので農地所有適格法人の要件を満たさないと農地の所有をすることはできません。そのため、株式会社アグリファーム中川が、農地所有適格法人の 4 つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第 2 条第 3 項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしていました。よって、本申請にて農地所有適格法人と認め、農地を贈与にて取得することを認めたいと考えます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4 番、こちらは売買でございます。

受人は上地町の畑 1 筆及び栗野町の田 7 筆と畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は上地町及び栗野町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【栗野町 469、1224 を除く 7 筆】と農用地区域外農地【栗野町 469、1224】でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

議 長	5 番、こちらは贈与でございます。受人は二見町西の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は二見町今一色地内 旧市立今一色小学校より南東へ 340m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。 現地調査の結果、荒廃農地はありませんでしたが、4 番については、不耕作地が判明し指導した結果、農地に復元する旨の申述書を提出し、営農計画書にてトマト、さつま芋等を栽培することを確認し、聞き取りも行ったうえで事務局において適正であると判断いたしました。また、5 番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため、提出された営農計画書でネギや大根等を栽培することを確認し、事務局としては適正であると判断いたしました。なお、事務局において、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。 <u>この件につきましては、昨年 12 月に開催しました推進委員の臨時会で、新規就農者の耕作状況確認として現地を見に行く等について、地図と営農計画書を渡して、実施していくことになりました。</u> 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり)
------------	--

	異議なしということでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第 2 号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。 2 ページをお願いします。 議案第 2 号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は 1 件、内訳といたしまして、田のみ 3 筆の 868 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（2－1）をご覧ください。 1 番、こちらは令和 2 年 1 月 13 日付で農地法第 5 条にて許可した売買による資材置場でございました。申し出によりますと、リサイクル部門で資材が集まらず事業を遂行できない中で、不動産部門による事業に変更することで経営に悪影響を与えないため変更するとのことでした。具体的には、一体利用地の原野と併せて宅地分譲 4 区画と道路・水路等を整備したいと、事業計画変更を申請したものでございます。 議案第 2 号は、以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
係 長 議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 異議なしということでございますので、議案第 2 号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

係 長	続きまして議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 3 ページをお願いします。 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 3 件、内訳といたしまして、田が 1 筆 522 m²、畑が 4 筆 884 m²の計 5 筆 1,406 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（3－1）をご覧ください。 1 番、申請者は、下野町の田 1 筆と畑 2 筆を、長屋住宅 1 棟 建築面積 236.3 m²と道路としたいとの申請にございます。申請地は下野町地内 下野公園に隣接する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件の転用面積は、1,000 m²を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。 2 番、申請者は、小俣町明野の畑 1 筆を、植栽管理地としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ 440 m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、本申請は、【5 条許可申請の 6 番】で北側に長屋住宅が建てられることから、明野 1631-1（南側の宅地で居宅あり）に居住する申請者の子が既存の楨垣を管理するために必要なものです。 3 番、申請者は、小俣町宮前の畑 1 筆を、倉庫 1 棟 建築面積 49.68 m²及び駐車場 2 台分としたいとの申請にございます。 申請地は、小俣町宮前地内 松倉公園より南東へ 110m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのことでございます。 議案第 3 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも
------------	---

	立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
出口委員	2 番ですが、5 条の 6 番と関連していると思うのですが、なぜ分けて申請されているのかよくわからないのですが。
係 長	この件につきましては、当初 5 条 6 番と一体であると考えられ、開発案件に該当する可能性もあったので、伊勢建設事務所に確認するように伝えました。その結果、別々に申請するよう指導されましたので、分けての申請となった次第です。
議 長	ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1 番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長	4 ページをお願いします。 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 8 件、内訳といたしまして、田が 10 筆 6,348.187 m²、畑が 4 筆 3,730 m²の 計 14 筆 10,078.187 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（4－1）をご覧ください。 1 番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の神田久志本町の田 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 59.62 m²としたいとの申請にございます。申請地は神田久志本町地内 旧伊勢市消防本部より北東へ 120 m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 27%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として法面を設置するとのことでございます。 次ページ（4－2）をご覧ください。 2 番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である名古屋市中村区名駅 3 丁目で土木建築工事の設計、請負等を営む J F E エンジニアリング株式会社 名古屋支店 支店長 霜 知宏さんが、伊勢広域環境組合発注の伊勢広域環境組合ごみ処理施設建設工事を受注した J F E エンジ・りんかい日産・山口・中広特定建設工事共同企業体の代表者として、西豊浜町の田 7 筆を令和 9 年 2 月 1 5 日まで賃貸借により借り上げて、仮設の作業員駐車場（139 台分）、事務所 4 棟、トイレ 2 棟、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より東へ 180m 付近に点在する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は仮設浄化槽にて処理し北側既設道路側溝へ放流とし、雨水については場内に素掘り側溝を設置し、東側既設排水路へ放流で対処します。被害防除としては、フラットパネル又はネットフェンスを設置することとでございます。そして本案件は、転用面積が 3,000 m²を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮ることになります。この 2 月 1 3 日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。
------------	---

次ページ（４－３）をご覧ください。

３番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人は、２番と同じ法人のため説明を省略します。西豊浜町の田１筆を令和７年３月３１日まで賃貸借により借り上げて、工事用作業エリアとしたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より東へ180mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第１１条第１項第１号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

４番、こちらは売買でございます。受人である村松町で自動車販売業等を営む株式会社TAKT 代表取締役 徳田 隆仁さんが栗野町の畑１筆を売買により譲り受けて、車両置場１１台分としたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 栗野農業研修センターより南西へ140mに位置する第３種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（４－４）をご覧ください。

５番、こちらは売買でございます。受人である松阪市大黒田町で不動産業等を営む東和ホーム株式会社 代表取締役 村林 明和さんが、小俣町明野の畑１筆を譲り受けて、建築条件付宅地造成８区画と道路としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は建築条件付宅地造成とする転用申請です。これは建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受ける場合、記載の要件（１）から（３）を全て満たすことが必要となります。それが確実と認められて、宅地造成のみを目的とするものに該当しないとして取り扱い、許可をする案件でございます。そして、全てを販売できなかった場合は、残余の土地に自ら住宅建築をすることが許可要件であることから、許可後およそ２年を目途に完売の可否を判断し、自らが住宅の建設に着工する旨の誓約書を提出しております。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より北東へ50mに位置する第３種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は南東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用

面積が 1,000 m²を超えることから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次ページ（4－5）をご覧ください。

6 番、こちらは売買でございます。受人は小俣町明野の畑 1 筆を譲り受けて、長屋住宅 1 棟 建築面積 295.38 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ 440m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7 番、こちらは営農型太陽光発電設備に伴う賃貸借の一時転用の延長申請でございます。借人である松阪市新町で農作物の生産・加工・販売を営む合同会社 La ferme de 1010 banchi 代表社員 小泉 直也さんが、小俣町明野の登記地目 田 現況地目 畑 1 筆を借り受けて、令和 3 年 2 月 15 日付で 3 年間の一時転用の延長申請を認めました、営農型太陽光発電設備にございます。パネル下部での作物は、ブルーベリーでポット栽培をしています。農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する仕組みの営農型太陽光発電設備は、支柱の基礎部分の面積について一時転用許可が必要となります。農地の上に一時的に太陽光発電パネルを設置するという位置づけ上、撤去が容易なものでなければなりません。そして作物は、パネルの無い状態での収穫高に対して 80% の収穫高が必要となり、毎年 2 月末までに農業委員会へ報告書を提出し、農業委員会は県に報告することとなっています。また、申請時に確約書を提出することが必要で、適切に管理及び営農の継続確保が出来ない場合は自ら撤去しますという内容です。一時転用の期間中に営農上の問題が無い場合には、転用期間延長の更新申請をして再許可を得ることが可能となります。本案件のブルーベリーの収穫については、3 年前からできており、今のところ平均的な単収の 80% を上回っており、適切に営農されている状況です。なお、転用期間は令和 6 年 2 月 13 日までで、継続して行うためには更新手続きが必要で、転用期間が切れる前に更新するところですが、今月の総会開催日程の関係上 2 日間空いてしまったものでございます。事務局としては、やむを得ずこれを認めることとしたいと考えており、許可日は本日付としますが、転用期間は期間が切れた令和 6 年 2 月 14 日から令和 9 年 2 月 13 日までの 3 年間としたいと存じます。

		次ページ（４－６）をご覧ください。 ８番、こちらは売買でございます。受人は小俣町本町の畑１筆を譲り受けて、宅地の拡張（物干し場及び庭）としたいとの申請でございます。申請地は小俣町本町地内 暁の星こども園 本町園舎より南西へ280mに位置する第３種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。 議案第４号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
	出口委員	７番ですが、許可期間が空く事について法的に問題は無いのでしょうか。期限が切れる前に申請すべきではないか。
局	長	以前に県の農地調整課に確認した際には、遅れた理由等を加味して相談したところ「やむを得ない」との判断を得ていたので、前例に倣って対応しました。
議	長	今後は、事務局から、早めに案内をするように気を付けてください。 ほかにございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

日 置 (農 林 水 産 課) 議 長	(異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、5 番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。 それでは、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は 108 件で、田が 211 筆の 275,211 ㎡、畑が 4 筆の 1,762 ㎡、計 215 筆の 276,973 ㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇ 3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 5 件で、田のみ 6 筆の 3,466 ㎡。 ◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 11 件で、田のみ 41 筆の 59,387 ㎡。 ◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 4 件で、 田が 2 筆の 1,264 ㎡、畑が 2 筆の 1,064 ㎡、計 4 筆の 2,328 ㎡。 ◇ 6 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、畑のみ 1 筆の 349 ㎡。 ◇ 6 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 1 件で、畑のみ 1 筆の 349 ㎡。 ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 42 件で、 田のみ 80 筆の 105,173 ㎡。 ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 42 件で、 田のみ 80 筆の 105,173 ㎡。 ◇ 16 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 1 筆の 374 ㎡。 ◇ 16 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 1 件で、田のみ 1 筆の 374 ㎡。 以上件数は 108 件で、田が 211 筆の 275,211 ㎡、畑が 4 筆の 1,762 ㎡、計 215 筆の 276,973 ㎡でございます。転貸抜きの件数は 64 件で、田が 130 筆の 169,664 ㎡、畑が 3 筆の 1,413 ㎡、計 133 筆の 171,077 ㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、1 番
---------------------------------------	---

から 5 番は、中西 善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西 善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中西 善夫委員 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号中の中西 善夫委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西 善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中西 善夫委員着席後、審議再開)

続きまして、41・42 番、65・66 番、81 番から 100 番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

係 長	(異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。 (奥野委員着席後、審議再開) それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 3件(説明内容記録省略) 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 17件(説明内容記録省略)
------------	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____